

# 日本商業教育学会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は日本商業教育学会（Japan Academic Society of Business Education）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は会員の商業教育に関する理論的及び実証的研究を促進し、かつ、関係諸機関との連携を図って、商業教育の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会の事業は次のとおりとする。

- (1) 研究会の開催
- (2) 会員の研究活動の奨励
- (3) 研究誌「商業教育論集」及び広報誌「会報」の発行
- (4) 国内、国外の関係団体、諸機関との研究・実践上の交流
- (5) その他本会の目的を達成するための諸事業

## 第2章 会 員

(入 会)

第 4 条 本会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。  
2 会員となるには、本会所定の様式による申し込みをし、事務局担当理事の承認を得る。

(会 員)

第 5 条 本会の会員は次の5種とする。

- (1) 正 会 員 商業教育または商業教育に関する研究に従事する者
- (2) 学生会員 高等教育機関に在籍し、商業教育に関する研究活動をしている者
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、協賛の意を表する者
- (4) 名誉会員 本会に功労があり、理事会の推薦に基づき会員総会の承認を得た者
- (5) 特別会員 全国の商業教育の指導的立場に就任した者

(会 費)

第 6 条 正会員、学生会員及び賛助会員は、本会の目的を達成するため、毎年、会費を納入する。  
2 本会の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員の会費

年額 5,000円

(2) 学生会員の会費

年額 3,000円

(3) 賛助会員の会費

1口年額 20,000円

3 すでに納付した会費は、その理由を問わず、これを返還しない。

(退 会)

第 7 条 会員が退会を希望するときは、1ヶ月以上前に本会に対して退会届を提出する。

2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。

- (1) 死亡
- (2) 除名

(除 名)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により除名する。

- (1) 会員が2年以上にわたって会費を滞納したとき。
- (2) 会員が本会の名誉を毀損し、もしくは本会の目的に反するような行為をしたとき。

## 第3章 役 員

(役員の数)

第 9 条 本会の役員は次のとおりとする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理 事 40名以内
- (4) 監 事 2名

2 前項の役員のほかに、本会に顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第10条 会長及び副会長は、会員総会において選出された理事で構成する最初の理事会において、理事の中から互選によって選出する。

2 理事は、地区部会理事及び事務局担当理事とし、次の方法によりあらかじめ候補者を推薦し、会員総会で選出する。

- (1) 地区部会理事は、正会員の中から各地区部会ごとに候補者を推薦する。
- (2) 事務局担当理事は、正会員の中から会長が候補者を推薦する。

3 監事は、正会員の中から会長が委嘱する。

(役員職務)

- 第11条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
  - 3 理事は理事会を構成する。
  - 4 監事は本会の会計を監査する。

(役員任期)

- 第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選出された理事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。
  - 3 前項に関わらず、会長は、3期6か年を超えてその任にあたることはできない。

## 第4章 会員総会及び理事会

(会員総会)

- 第13条 会員総会は、定時総会と臨時総会とする。定時総会は毎年1回これを開催し、臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、または正会員の3分の2以上の請求があったときに開催する。
- 2 会員総会は、本会の運営に関する重要事項を議決する。

(理事会)

- 第14条 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成し、本会の業務の執行に関する重要な事項を議決する。

(招集)

- 第15条 会員総会及び理事会は、会長が招集する。

(議長)

- 第16条 会員総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決)

- 第17条 会員総会及び理事会の議決は、出席会員の過半数をもってこれを決する。

## 第5章 運営組織

(地区部会)

- 第18条 本会に次の地区部会を置く。地区部会は本会の目的達成のために必要な当該地区の事業を行う。

北海道部会・東北部会・関東部会・

北信越部会・東海部会・関西部会・

中国部会・四国部会・九州部会

- 2 部会長は、当該地区部会の理事の中から互選により選出する。

- 3 部会長は、当該地区部会を代表し、その管理・運営にあたる。

(支部)

- 第19条 本会の地区部会に都府県単位の支部を置くことができる。

- 2 支部長は、当該支部の正会員の中から互選により選出し、会長に届け出る。

- 3 支部長は、当該支部を代表し、その管理・運営にあたる。

(委員会等)

- 第20条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて委員会、プロジェクトチームなどの運営組織を置くことができる。

(事務局)

- 第21条 本会の業務を執行し、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長、事務局担当理事及び事務局員を置く。

## 第6章 会計

(経費の支弁)

- 第22条 本会の経費は、会費、賛助会費及び寄付金等によって支弁する。

(事業年度)

- 第23条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 附則

(細則)

- 第24条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(会則の変更)

- 第25条 会則の変更は、理事会または正会員の3分の1以上の提案により、会員総会において出席正会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(解散)

- 第26条 本会の解散は、理事会または正会員の3分の1以上の提案により、会員総会において正会員総数の過半数の賛成を得なければならない。

(会則の施行及び改正)

- 第27条 本会則は、平成元年9月29日から施行する。

2 平成3年8月22日一部改正

3 平成15年8月16日一部改正

4 平成24年8月18日一部改正